

## 令和2年度 再生可能エネルギー等設備導入に係る助成制度

### 〔木質バイオマス・ストーブ〕

市町村名	担当部課	係名	連絡先	制度名称	助成制度概要				受付期間	備考
					方法	設備要件	対象	補助率 (上限)		
山形市	森林整備課	林政係	023-641-1212 (内線448)	令和2年度山形市薪ストーブ等利用拡大支援事業	補助金	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市税に滞納がないこと</li> <li>・市内の自宅又は事務所にストーブを新設し、5年間以上使用できること</li> <li>・令和2年度中に設置が完了し、現地確認が可能なこと</li> <li>・ストーブの適正な管理ができること</li> <li>・過去に同補助金の交付決定を受けていないこと</li> </ul>	1/3 (10万円)	年1回募集(8月頃に募集予定)	ペレット・薪
鶴岡市	環境課	-	0235-25-2111	鶴岡市再生可能エネルギー設備普及促進事業費補助金	補助金	・新設備かつ未使用品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有する個人、市内に本店を置く法人又は町内会等</li> <li>・再生可能エネルギー設備の設置に係る工事を市内業者に請け負わせ、又は市内に事業所を有する業者から購入した再生可能エネルギー設備を自ら設置する者</li> <li>・補助金申請年度の3月末日までに、実績報告書を提出できる者</li> <li>・市税に滞納がない者</li> </ul>	1/3 (5万円)	令和2年4月～令和3年2月	ペレット、チップ、薪

令和2年度 再生可能エネルギー等設備導入に係る助成制度

[木質バイオマス・ストーブ]

市町村名	担当部課	係名	連絡先	制度名称	助成制度概要				受付期間	備考
					方法	設備要件	対象	補助率 (上限)		
寒河江市	市民生活課	環境衛生係	0237-86-2111 (内線232)	令和2年度寒河江市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金	補助金	(電源を必要とするもの) ・電源を必要とする薪・ペレット等を燃料とするストーブ ・令和2年度中に設置完了可能な設備 ・寒河江市内に住所を有する若しくは有する予定の個人、または寒河江市内に事業所を置く法人がその使用する住宅または事業所のために設置するもの	・住宅、事業所または農業施設用 ・既製品の使用でないこと ・同一年度において、寒河江市住宅建築推進事業費補助金または寒河江市子育て定住住宅建築事業補助金の交付を受けないもの ・個人にあつては前年度の市区町村民税、法人にあつては前年度の法人市区町村民税に滞納がないこと	1/2 (10万円)	令和2年4月～令和3年2月	
						(電源を必要としないもの) ・電源を必要としない薪・ペレット等を燃料とするストーブ ・令和2年度中に設置完了可能な設備 ・寒河江市内に住所を有する若しくは有する予定の個人、または寒河江市内に事業所を置く法人がその使用する住宅または事業所のために設置するもの	・山形県再生可能エネルギー設備導入補助金を併用し、交付を受けることが可能。 ・山形県再生可能エネルギー設備導入補助金を併用して交付を受ける場合は、その補助金額を補助対象経費から除く。	1/2 (5万円)		
村山市	市民環境課	生活環境係	0237-55-2111 (内線116)	令和2年度村山市木質バイオマス燃焼機器設置事業補助金	補助金	-	・市内に住所を有する(予定含む)個人 ・市内に事業所を有する法人 ・令和2年度中に着工し、完成する事業 ・未使用品で、新設又は増設であること	1/3 (10万円)	令和2年4月～令和3年3月	ペレット、チップ、薪、モミガライト
長井市	市民課	生活環境係	0238-87-0681	令和2年度長井市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金	補助金	-	・住宅 ・事業所 ・農業用施設	1/3 (4万円)	令和2年4月1日～令和3年3月31日	

## 令和2年度 再生可能エネルギー等設備導入に係る助成制度

### 〔木質バイオマス・ストーブ〕

市町村名	担当部課	係名	連絡先	制度名称	助成制度概要				受付期間	備考
					方法	設備要件	対象	補助率 (上限)		
天童市	生活環境課	環境保全エネルギー係	023-654-1111 内線274	令和2年度天童市ペレットストーブ等設置支援事業費補助	補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木質ペレットを燃料として使用すること(ペレットストーブ)</li> <li>・薪を燃料とすること(薪ストーブ)</li> <li>・専用住宅または居住に要する床面積が延床面積の1/2以上を占める併用住宅に設置すること</li> <li>・未使用品であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人であること</li> <li>・市内に住所を有するまたは有することとなる者</li> <li>・市税を滞納していない者</li> <li>・過去に同様の補助金を受給していない者</li> <li>・5年以上使用すると認められる者</li> <li>・適正な管理及び使用できると認められる者</li> </ul>	1/3 (10万円)	令和2年4月1日～令和3年3月31日	ペレット、薪
尾花沢市	環境整備課	生活環境係	0237-22-1111	尾花沢市再生可能エネルギー設備導入事業費補助金	補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用</li> <li>・事業所用</li> <li>・農業用施設用等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有する個人、市内に事務所を有する団体又は法人</li> </ul>	1/6 (10万円)	制度施行～令和3年3月	ペレット、薪、チップ等
南陽市	農林課	林務係	0238-40-8320	令和2年度南陽市木質燃料利用促進事業補助金	補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器類の購入経費(取付部品等を含む。)</li> <li>・機器類の取付けに要する経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の住宅、事業所又は農業用施設等に薪ストーブ等を購入し、及び設置する者で、事業完了時に市内に住所を有する者</li> <li>・薪ストーブ等の設置が完了し、令和3年3月31日まで現地確認が可能な者</li> <li>・納期限の到来した市税等を完納している者</li> </ul>	1/6又は5万円のいずれか低い額 ※算定された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て。	令和2年4月～令和3年3月(予算に達し次第終了)	ペレット薪チップ等

令和2年度 再生可能エネルギー等設備導入に係る助成制度

〔木質バイオマス・ストーブ〕

市町村名	担当部課	係名	連絡先	制度名称	助成制度概要				受付期間	備考
					方法	設備要件	対象	補助率 (上限)		
朝日町	建設水道課	整備係	0237-67-2115	令和2年度朝日町薪ストーブ等利用拡大支援事業補助金	補助金	-	・町内に居住、若しくは居住予定の住宅又は町内の事務所等にストーブを設置する者	1/3 (10万円)	令和2年4月～令和3年3月	ペレット、薪
西川町	産業振興課	-	0237-74-2113	西川町薪ストーブ等利用拡大支援事業補助金	補助金	・町内の住宅又は町内事業所等に薪ストーブ設置	・自ら居住する住宅の住民又は町内事業所	1/3 (10万円)	令和2年5月～令和3年3月	
大江町	農林課	事業係	0237-62-2115	大江町再生可能エネルギー設備設置補助金	補助金	-	・町内の住宅、事業所及び農業用施設等にペレットストーブ又は薪ストーブを設置する者 ・町民税を滞納していない者	・町内の施工業者の場合： 1/2 (20万円) ・町外の施工業者の場合： 1/3 (10万円)	令和2年4月～令和3年2月 ※ただし、予算無くなり次第終了	ペレット、薪
大石田町	まちづくり推進課	生活安全グループ	0237-35-2111	大石田町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金	補助金	-	・町内に住所を有する個人 ・町内に事業所を有する法人 ・令和2年度中に着工し、完成する事業 ・未使用品であること ・税金の滞納がないこと	1/6 (10万円)	令和2年4月～令和3年2月	
金山町	産業課	農政・林政・農村整備係	0233-52-2111	木質バイオマス利用拡大支援事業	補助金	・薪ストーブ及びその機能を発揮するための付属機械など	・所有する住宅又は事業所などに木質バイオマス燃焼機器を設置する者 ・家庭用の木質バイオマス機器を設置する場合町内に住所を有し、かつ居住していること ・町税及び使用料などに滞納がないこと	1/2 (薪ストーブ20万円、ペレットストーブ10万円)	令和2年4月～令和3年2月	ペレット/薪

令和2年度 再生可能エネルギー等設備導入に係る助成制度

[木質バイオマス・ストーブ]

市町村名	担当部課	係名	連絡先	制度名称	助成制度概要				受付期間	備考
					方法	設備要件	対象	補助率 (上限)		
最上町	交流 促進課	エネ ルギー産業 推進室	0233- 43-2262	最上町エネルギー利用効 率化推進事業	補助金	・ストーブ(工事費含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に住所を有する個人</li> <li>・町内に事業所を有する法人</li> <li>・町内に所在する農業用施設 を有する個人・法人</li> <li>・未使用品であること</li> </ul>	1/2 (15万円)	令和2年 4月～ 令和3年 3月	ペレット・ 薪・モミガ ラ 他バイ オマス系 燃料総て
舟形町	まちづくり 課	企画 調整係	0233- 32-0104	舟形町再生可能エネ ルギー設備等導入設置費 補助金	補助金	・燃焼機器購入設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に所在する個人又は事 業所</li> <li>・税等に滞納がない世帯又は 事業者</li> <li>・町の他の補助金を受けてい ない又は受ける予定がない者 又は事業者</li> <li>・過去に当該補助金の補助金 額上限を超えていないこと。</li> </ul>	1/6 (10万円)	令和2年 4月1日 ～ 令和3年 3月31日	ペレット、 チップ、 薪、モミガ ラ ight
真室川町	町民課	生活 環境係	0233- 62-2111	真室川町薪ストーブ等利 用拡大支援事業費補助 金	補助金	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に住所を有し、居住して いること</li> <li>・購入及び設置した薪ストーブ 等を適正に維持管理できるこ と</li> <li>・町税及び使用料等の滞納が ないこと</li> <li>・住居(借用含む)、事業所に 薪ストーブ等を設置すること</li> </ul>	1/3 (10万円)	令和2年 4月～令 和3年3 月	ペレット・ 薪・チップ 等

令和2年度 再生可能エネルギー等設備導入に係る助成制度

[木質バイオマス・ストーブ]

市町村名	担当部課	係名	連絡先	制度名称	助成制度概要				受付期間	備考
					方法	設備要件	対象	補助率(上限)		
大蔵村	産業振興課	農政係	0233-75-2111	大蔵村木質バイオマス利用拡大支援事業	補助金	-	・村税に滞納のない者 ・村内に自ら居住し、若しくは居住する予定の住宅又は村内の事務所等にストーブ等を新たに設置し、かつ、当該ストーブ等を5年間以上使用することができる者と認められる者 ・令和2年度中にストーブ等の設置が完了し、現地確認が可能である者 ・ストーブ等を適正に管理できる者で、誓約書に記載された事項について遵守できる者	1/2 (10万円)	令和2年4月～令和3年3月	・薪ストーブ ・ペレットストーブ
鮭川村	住民税務課	危機管理係	0233-55-2111	令和2年度鮭川村再生可能エネルギー設備導入事業費補助金	補助金	-	・村内に所在する自らの住宅に対象設備を設置する者 ・村内に所在する事業所等に補助対象設備を設置する事業者、法人等 ・村税に滞納がない個人、法人等	設置費用から県補助金を控除後の1/2(10万円)	令和2年4月～10月	燃料の指定なし
戸沢村	住民税務課	住民生活係	0233-72-2111	戸沢村太陽光発電装置等設置事業費補助金	補助金	・無煙装置付	・村内において自ら居住し、若しくは、居住する予定である町村の専用住宅または、居住の用に供する床面積が当該建築物の床面積の1/2以上を占める併用住宅または、これらの住居に付属する車庫、物置等および事業所等へ新規に設置すること。 ・税等に滞納がない世帯または事業所	1/2 (20万円)	令和2年4月～令和3年2月	ペレットストーブ・チップストーブ
						・廉価なブリキストーブ等は対象外		1/4 (20万円)		薪ストーブ

令和2年度 再生可能エネルギー等設備導入に係る助成制度

[木質バイオマス・ストーブ]

市町村名	担当部課	係名	連絡先	制度名称	助成制度概要				受付期間	備考
					方法	設備要件	対象	補助率 (上限)		
高畠町	生活環境課	環境係	0238-52-1215	令和2年度再生可能エネルギー設備導入事業費補助金	補助金	・未使用品で、新設又は増設であること	・町内に住所を有する(予定含む)個人 ・町内に事業所を有する法人 ・町税を滞納していないこと(同居人含む) ・令和2年度中に着工し、完成する事業 ・補助対象経費が20万円を超えること	1/3 (5万円)	令和2年5月中旬～令和3年2月末日	ペレット、薪
小国町	地域整備課	建設管理担当	0238-62-2431	木質製品利用住宅建築奨励助成事業費補助金	補助金	・ペレットストーブ又は薪ストーブ	・町内の住居に設置されるもので、町内事業者が納入又は設置するもの。 ・令和2年度中に着工し完成する事業	20%以内 (新築又は増築:10万円) (それ以外:8万円)	通年	木質ペレット、薪、モミガラライト
白鷹町	町民課	くらし環境係	0238-85-6131	白鷹町再生可能エネルギー推進事業費補助金	補助金	住宅用木質バイオマス燃焼機器(ペレットストーブ及び薪ストーブ)	・町内に住所を有する(予定含む)個人 ・県内に事業所を有する法人が施工 ・未使用品で、新設又は増設であること ・町税等の滞納が無いこと	1/2 (10万円)	令和2年4月～令和3年3月	ペレット・チップ・薪等

令和2年度 再生可能エネルギー等設備導入に係る助成制度

〔木質バイオマス・ストーブ〕

市町村名	担当部課	係名	連絡先	制度名称	助成制度概要				受付期間	備考
					方法	設備要件	対象	補助率 (上限)		
飯豊町	農林 振興課	農林 整備室	0238- 87-0526	ペレットストーブ導入事業 補助金	補助金	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に自ら居住する住宅</li> <li>・町内の事業所若しくは農業用施設</li> <li>・6年間以上使用可能であること</li> <li>・町が実施するストーブ・木質ペレットの使用に関する情報収集及び調査等に協力できること</li> <li>・ストーブの普及促進に関し町長が依頼する事業に協力できること</li> <li>・ストーブ本体と煙突などの付属品等を購入する経費</li> <li>・ストーブ等の取り付けに要する経費</li> </ul>	1/2 (10万円)	令和2年 4月～ 令和3年 3月	ペレット
庄内町	農林課	農林 水産係	0234- 43-0308	令和2年度庄内町木質ペ レットストーブ等導入支援 事業補助金	補助金	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に住所を有し、かつ、町内の住宅、事業所、農業用施設等に設置する者</li> <li>・令和2年度中に着工し、完成すること</li> <li>・未使用品であること</li> </ul>	17% (5万円)	令和2年 4月～令 和3年3 月	ペレット・ チップ・薪
遊佐町	地域 生活課	環境係	0234- 72-5881	令和2年度遊佐町再生可 能エネルギー設備導入事 業費補助金	補助金	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に住所を有する(予定を含む)個人</li> <li>・町内に事業所を有する法人</li> <li>・町内の住宅、事業所又は農業用施設等に設備を設置する方</li> <li>・令和2年度中に着工し、完成する事業</li> <li>・未使用品で、新設又は増設であること</li> <li>・町税等に滞納がないこと。</li> </ul>	1/3 (5万円)	令和2年 4月～令 和3年3 月	ペレット・ チップ・ 薪・もみ 殻